AEON

第35期 定時株主総会

招集ご通知

2015年4月1日から2016年3月31日まで

株主総会参考書類
招集ご通知添付書類
- ●事業報告
- ●連結計算書類
- ●計算書類
- ●監査報告

開催情報

日時：2016年6月28日（火曜日）
午前 9 時 受付開始
午前10時 開会

場所：東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル
ベルサール神田　2階ホール

AEON Financial

イオンフィナンシャルサービス株式会社

証券コード：8570

招集ご通知

証券コード8570

2016年6月7日

株主の皆さまへ

本店　東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
本社　東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　山下昭典

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆さまには日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　このたびの「平成28年熊本地震」により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。
　さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席の際、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2016年６月27日（月曜日）午後６時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　**2016年６月28日（火曜日）午前10時　（受付開始：午前９時）**
２．場　　所　**東京都千代田区神田美土代町７番地**
住友不動産神田ビル　ベルサール神田　２階ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
３．目 的 事 項
【報告事項】　１．第35期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第35期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
【決議事項】
第１号議案　取締役11名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

■「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
■事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト（http://www.aeonfinancial.co.jp/）

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合

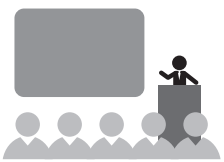

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2016年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

C インターネット等による議決権の行使の場合

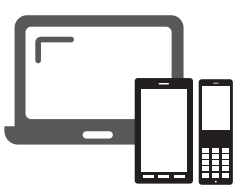

インターネット等による議決権行使のご案内（59頁）をご参照の上、議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2016年6月27日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取り扱います。インターネットで複数回、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱います。

目　次

招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類 …… 3

（添付書類）
事業報告 …… 21

連結計算書類
連結貸借対照表 …… 50
連結損益計算書 …… 51
連結株主資本等変動計算書 …… 52

計算書類
貸借対照表 …… 53
損益計算書 …… 54
株主資本等変動計算書 …… 55

監査報告
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 …… 56
会計監査人の監査報告 …… 57
監査役会の監査報告 …… 58

ご参考
インターネット等による議決権行使のご案内 … 59
株主インフォメーション …… 60
配当のご案内 …… 61

株主総会参考書類
議案及び参考事項

第１号議案　取締役11名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。当社は、下記の事項を取締役の資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしております。

【取締役候補者の選任基準】

１．会社の経営理念、経営方針に関する理解があること
２．取締役会の議案審議に必要な広範な知識と経験を具備し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な実績と識見を有すること
３．経営感覚及びリーダーシップに優れていること
４．取締役にふさわしい人格及び見識があること
５．心身ともに健康であること
６．新任の取締役については、取締役の推薦があること
７．現任の取締役については、これまでの業績評価を考慮すること

【社外取締役候補者の選任基準】

１．社外取締役の選任回数を５回以内とすること
２．社外取締役の上限年齢を満75歳とすること
３．当社の基本理念・行動規範等の考え方を共有いただけること

【社外取締役候補者の独立性基準】

１．(1)当社またはその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という）ではなく、就任の前10年間において当社またはその子会社の業務執行者ではなかったこと
(2)その就任の前10年内のいずれかの時において当社またはその子会社の取締役、会計参与または監査役であったことがある者（業務執行者であったことがある者を除く）にあっては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前10年間において当社またはその子会社の業務執行者ではなかったこと
２．(1)当社若しくはその主要子会社(注１)を主要な取引先（注２）とする者、またはその者が法人等（注３）である場合にはその業務執行者ではなく、過去３年間においてその業務執行者ではなかったこと
(2)当社若しくはその主要子会社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではなく、また、過去３年間においてその業務執行者ではなかったこと
３．当社から役員報酬以外に多額（注４）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家等ではないこと

4．当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員等ではないこと
5．当社から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
6．当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
7．次に掲げる者（重要でない者（注５）は除く）の近親者（注６）ではないこと
　A　上記１～６に該当する者
　B　当社及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等
（注１）「主要子会社」：株式会社イオン銀行、イオンクレジットサービス株式会社
（注２）「主要な取引先」：直近事業年度の連結売上高（当社の場合は経常収益）の１％以上を基準に判定
（注３）「法人等」：法人以外の団体も含む
（注４）「多額」：過去３年平均で、年間1,000万円以上
（注５）「重要でない者」：「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す
（注６）「近親者」：配偶者または二親等内の親族

1　鈴木（すずき） 正規（まさき）　新任

生年月日	1955年 4 月18日	所有する当社の株式数	3,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年 4 月　大蔵省入省 2002年 7 月　金融庁監督局　銀行第一課長 2005年 7 月　財務省主計局次長 2007年 7 月　同省大臣官房総括審議官 2008年 7 月　環境省大臣官房審議官 2012年 9 月　同省大臣官房長 2014年 7 月　同省環境事務次官 2015年10月　当社顧問 2015年10月　イオン株式会社顧問（現任） 2015年10月　株式会社イオン銀行代表取締役会長 〔重要な兼職の状況〕 イオン株式会社顧問 株式会社イオン銀行取締役会長（2016年6月就任予定） イオンクレジットサービス株式会社取締役（2016年6月就任予定）		
取締役候補者とした理由	財務省、環境省等において主要な役職を歴任し、その経歴を通じて培われた専門的な知識、経験によって当社の持続的な企業価値向上に貢献し、また、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化のため、取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	鈴木正規氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

2 河原 健次（かわはら けんじ） 新任

生年月日	1957年12月10日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年 4 月　株式会社第一勧業銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 2005年 4 月　株式会社みずほコーポレート銀行（現　株式会社みずほ銀行）市場営業部長 2006年 4 月　同行グローバルマーケットユニットシニアコーポレートオフィサー 2009年 7 月　イオン株式会社　入社 2010年 3 月　同社グループ財務責任者 2010年 5 月　イオンモール株式会社取締役　財経統括部長 2011年 5 月　同社常務取締役　管理本部長 2012年 5 月　同社専務取締役　管理本部長 2012年 8 月　イオン・リートマネジメント株式会社代表取締役社長 2012年11月　イオンリート投資法人執行役員 2016年 4 月　当社顧問 〔重要な兼職の状況〕 株式会社イオン銀行取締役（2016年6月就任予定） イオンクレジットサービス株式会社取締役（2016年6月就任予定） イオンプロダクトファイナンス株式会社取締役（2016年6月就任予定） AEON Financial Service(Hong Kong)Co.,Limited取締役会長（2016年6月就任予定）		
取締役候補者とした理由	銀行事業で蓄積した深い経験と知識を生かし、グループの財務部門の責任者や事業会社の社長を務めるなど、金融機関経営者としての豊富な知識・経験を有しており、今後の持続的な企業価値の向上に向け適任と判断し、取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	河原健次氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

3 水野 雅夫（みずの まさお） 再任

生年月日	1958年７月20日	所有する当社の株式数	3,050株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年３月　ジャスコ株式会社（現　イオン株式会社）入社 1984年８月　日本クレジットサービス株式会社（現　当社）入社 1992年12月　AEON Thana Sinsap（THAILAND）PLC.代表取締役社長 2011年４月　当社アジア事業本部長 2011年５月　当社取締役兼専務執行役員　アジア事業本部長 2011年６月　AEON CREDIT SERVICE（ASIA）CO.,LTD.取締役会長 2013年４月　イオンクレジットサービス株式会社代表取締役兼社長執行役員 2013年４月　当社取締役 2014年４月　当社取締役副社長　プロセッシング・カード事業担当 2014年６月　株式会社イオン銀行取締役（現任） 2015年４月　当社取締役副社長　クレジット・プロセッシング・海外事業担当 2015年６月　イオンクレジットサービス株式会社　代表取締役社長（現任） 2016年４月　当社取締役副社長　海外事業担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社イオン銀行取締役 イオンクレジットサービス株式会社代表取締役社長		
取締役候補者とした理由	約20年に及ぶ海外勤務経験において、タイ子会社社長等の重要な役職を歴任し、海外における豊富なマネジメント経験を有しております。また、2013年からは重要子会社であるイオンクレジットサービス株式会社の社長を務めるなど、当社事業に関する豊富な知識・経験を有しており、引き続き、取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	水野雅夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

4 森山 高光（もりやま たかみつ） 再任

生年月日	1952年12月17日	所有する当社の株式数	1,911株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1976年４月　株式会社埼玉銀行入行 1996年５月　株式会社あさひ銀行青山支店長 2009年11月　株式会社イオン銀行執行役員　商品開発部担当 2011年６月　同行取締役兼常務執行役員　企画部担当 2012年６月　同行代表取締役社長 2012年11月　当社取締役 2014年４月　当社取締役副社長　銀行事業担当 2014年４月　イオンクレジットサービス株式会社取締役 2015年４月　当社取締役副社長　銀行事業・マーケティング・経営企画・システム担当 2015年６月　株式会社イオン銀行取締役 2016年４月　当社取締役副社長　経営企画担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 AEON CREDIT SERVICE(ASIA)CO.,LTD.取締役会長（2016年6月就任予定）		
取締役候補者とした理由	銀行業務に携わることで蓄積した深い知識と経験を生かして、経営企画、商品開発等の重要な役職を歴任し、2012年からの３年間、当社重要子会社である株式会社イオン銀行の社長を務めるなど、当社事業及び銀行経営者としての豊富な知識・経験を有しており、引き続き、取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	森山高光氏と当社との間には特別の利害関係はありません。		

5 若林 秀樹（わかばやし ひでき） 再任

生年月日	1957年10月24日	所有する当社の株式数	3,918株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年 4 月　日本住宅金融株式会社入社 1997年10月　ジャスコ株式会社（現　イオン株式会社）入社 2007年 4 月　同社財経本部長 2007年 5 月　同社執行役　財経本部長 2007年 5 月　当社社外監査役 2008年 8 月　イオン株式会社執行役　グループ財務責任者 2010年 5 月　当社常務取締役　財務経理本部長 2011年 5 月　当社取締役兼常務執行役員　財務経理本部長 2012年 3 月　当社取締役兼専務執行役員　経営管理本部長 2013年 4 月　当社取締役　経営管理担当 2013年 4 月　イオンクレジットサービス株式会社取締役兼専務執行役員 2014年 4 月　同社取締役（現任） 2014年 6 月　AEON Thana Sinsap(THAILAND)PLC.代表取締役会長（現任） 2015年 4 月　当社専務取締役　経営管理担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 イオンクレジットサービス株式会社取締役 AEON Thana Sinsap（THAILAND）PLC.　代表取締役会長		
取締役候補者とした理由	当社並びに事業会社の経営管理部門及び財務経理部門の責任者を務めるなど、経営及び財務経理に関する豊富な見識・経験・実績を有しており、当社グループ各社経営管理及び業務効率化の推進に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	若林秀樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。		

6 笠井 康弘（かさい やすひろ）

再任

生年月日	1971年12月31日	所有する当社の株式数	735株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1996年４月　イオンクレジットサービス株式会社（現　当社）入社 1997年９月　AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD 2005年６月　同社取締役 2010年４月　同社代表取締役社長 2014年６月　当社海外事業統括部長 2015年４月　当社システム本部長兼システム企画部長 2015年６月　当社取締役　システム本部長兼システム企画部長 2016年４月　当社取締役　ＩＴデジタル担当（現任）		
取締役候補者とした理由	約15年以上に亘る海外勤務経験の中で、マレーシア子会社の社長等の重要な役職を歴任し、海外における豊富なマネジメント経験に基づく当社事業に関する豊富な知識・経験を有しており、業務全般も熟知していることから、引き続き、取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	笠井康弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。		

7 まんげつ まさあき 万月 雅明

再任

生年月日	1958年 1 月27日	所有する当社の株式数	95株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1981年 3 月　ジャスコ株式会社（現　イオン株式会社）入社 2007年 5 月　同社販売促進部長 2008年 4 月　同社マーケティング部長 2009年 4 月　イオンリテール株式会社長野事業部長 2010年 3 月　同社千葉事業部長 2012年 3 月　イオングループ中国本社営業サポート本部長 2013年 4 月　同社ＧＭＳ事業ＣＯＯ 2014年 4 月　当社マーケティング部長 2014年 4 月　イオンクレジットサービス株式会社マーケティング統括部長 2014年 5 月　イオンマーケティング株式会社取締役（現任） 2014年 6 月　イオンクレジットサービス株式会社取締役兼執行役員　マーケティング本部長 2014年10月　当社カード・プロセッシング事業統括部長 2015年 4 月　当社マーケティング本部長 2015年 4 月　イオンクレジットサービス株式会社取締役（現任） 2015年 6 月　当社取締役　マーケティング本部長 2016年 2 月　当社取締役　マーケティング本部長兼海外事業本部長 2016年 4 月　当社取締役　事業戦略担当兼海外事業本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 イオンクレジットサービス株式会社取締役 イオンマーケティング株式会社取締役		
取締役候補者とした理由	事業会社において事業・マーケティング部門での豊富な業務経験を有し、マーケティング戦略に関する見識・経験・実績を有していることから、グループの今後の成長戦略の策定・推進に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	万月雅明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。		

8 原口 恒和（はらぐち つねかず） 再任

生年月日	1947年５月７日	所有する当社の株式数	2,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1970年４月　大蔵省入省 1995年５月　名古屋国税局長 1996年７月　近畿財務局長 2001年１月　財務省理財局長 2001年７月　金融庁総務企画局長 2002年７月　国民生活金融公庫副総裁 2007年10月　株式会社イオン銀行代表取締役会長 2010年３月　同行取締役会長 2010年３月　イオン株式会社総合金融事業共同最高経営責任者 2012年11月　当社取締役 2013年３月　イオン株式会社執行役 2013年４月　当社代表取締役会長 2014年３月　当社代表取締役会長兼社長 2014年４月　株式会社イオン銀行取締役（現任） 2014年５月　イオン・リートマネジメント株式会社取締役 2014年６月　当社取締役（現任） 2015年６月　アイシン精機株式会社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社イオン銀行取締役 アイシン精機株式会社社外取締役		
取締役候補者とした理由	財務省理財局長、金融庁総務企画局長等を歴任され、その経歴を通じて培われた専門的な知識、豊富な経験、高い見識を、引き続き当社の経営に生かしていただきたく取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	原口恒和氏と当社との間には特別の利害関係はありません。		

9 わたなべ ひろゆき 渡邉 廣之 再任

生年月日	1958年７月17日	所有する当社の株式数	493株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年４月　伊勢甚ジャスコ株式会社（現　イオン株式会社）入社 2006年９月　イオン総合金融準備株式会社（現　株式会社イオン銀行）取締役　人事総務・広報統括 2008年４月　同行取締役兼常務執行役員　人事部・総務部担当 2012年６月　同行取締役兼専務執行役員　経営管理本部長 2012年11月　当社取締役 2013年４月　当社取締役　人事総務・法務コンプライアンス担当 2014年４月　当社取締役（現任） 2014年４月　株式会社イオン銀行代表取締役兼専務執行役員　営業本部長 2015年４月　同行代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社イオン銀行代表取締役社長 イオンクレジットサービス株式会社取締役（2016年6月就任予定）		
取締役候補者とした理由	事業会社の人事部門の責任者を長年に亘り務め、当社重要子会社である株式会社イオン銀行の立ち上げから重要な役職を歴任し、2015年からは株式会社イオン銀行の社長を務めるなど、当社事業に関する豊富な知識・経験を有しており、引き続き、取締役候補者としたものであります。		
特別の利害関係	渡邉廣之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。		

10 大鶴 基成（おおつる もとなり）

再任　社外取締役就任年数　2年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1955年 3 月 3 日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年 4 月　東京地方検察庁検事任官 2005年 4 月　東京地方検察庁特別捜査部長 2010年 3 月　東京地方検察庁次席検事 2011年 1 月　最高検察庁公判部長 2011年 8 月　弁護士登録 2012年 5 月　当社社外監査役 2012年 7 月　アウロラ債権回収株式会社社外取締役（現任） 2012年12月　META Capital株式会社社外取締役（現任） 2013年 4 月　イオンクレジットサービス株式会社社外監査役 2014年 6 月　当社社外取締役（現任） 2015年 6 月　モーニングスター株式会社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 モーニングスター株式会社社外取締役		
社外取締役候補者とした理由	大鶴基成氏は、最高検察庁公判部長等を歴任された弁護士として豊かな経験と識見を有しており、コンプライアンスを中心とした内部統制態勢の強化に引き続きご助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	大鶴基成氏と当社との間には特別の利害関係はありません。		

11 箱田 順哉（はこだ じゅんや）

再任　社外取締役就任年数　1年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1951年７月10日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1974年４月　三菱レイヨン株式会社入社 1980年11月　プライスウォーターハウス公認会計士共同事務所入所 1983年６月　青山監査法人 2006年９月　あらた監査法人代表社員 2008年４月　慶應義塾大学大学院特別招聘教授（現任） 2010年９月　日本内部統制研究学会理事 2012年７月　箱田順哉公認会計士事務所代表（現任） 2014年12月　シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社監査役（現任） 2015年６月　ヤマハ株式会社社外監査役（現任） 2015年６月　テンアライド株式会社社外監査役 2015年６月　当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ヤマハ株式会社社外監査役		
社外取締役候補者とした理由	箱田順哉氏は、公認会計士として培われた会計の専門家としての実務経験と内部統制に関する豊富な識見を併せ持ち、当社が推進する内部統制態勢の強化について引き続きご助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	箱田順哉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。		

（注1）当社の親会社であるイオン株式会社またはその子会社（当社を除く）の業務執行者であるときの地位及び担当は上記略歴に記載のとおりであります。

（注2）当社は大鶴基成氏及び箱田順哉氏との間で、社外取締役として職務を行うにつき善意で且つ重大な過失のないときは、当社に対して賠償すべき額は200万円または法令の定める額のいずれか高い額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、本総会において両氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

（注3）当社は、大鶴基成氏及び箱田順哉氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

第２号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、社外監査役加藤博氏及び監査役白石英明氏は任期満了となり、社外監査役平松陽徳氏は辞任されますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、内堀壽典氏は平松陽徳氏の補欠として選任されることとなるため、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。当社は、下記の事項を監査役の資格要件として定めており、監査役候補者全員は、これらの要件を満たしております。

【監査役候補者の選任基準】

1．様々な分野に関する豊富な知見、経験を有し、財務・会計に関する適切な知見を有している者が１名以上とすること
2．会社の経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
3．中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、会社の経営の健全性と透明性を確保できること
4．コンプライアンス、ガバナンスの実効性を担保できること

【社外監査役候補者の選任基準】

1．社外監査役の選任回数を２回以内とすること
2．社外監査役の上限年齢を満75歳とし、その任期の最終事業年度末に満75歳を超えないように選任すること
3．当社の基本理念・行動規範等の考え方を共有いただけること

【社外監査役候補者の独立性基準】

1．(1)当社またはその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という）ではなく、就任の前10年間において当社またはその子会社の業務執行者ではなかったこと
(2)その就任の前10年内のいずれかの時において当社またはその子会社の取締役、会計参与または監査役であったことがある者（業務執行者であったことがある者を除く）にあっては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前10年間において当社またはその子会社の業務執行者ではなかったこと
2．(1)当社若しくはその主要子会社(注１)を主要な取引先（注２）とする者、またはその者が法人等（注３）である場合にはその業務執行者ではなく、過去３年間においてその業務執行者ではなかったこと
(2)当社若しくはその主要子会社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではなく、また、過去３年間においてその業務執行者ではなかったこと
3．当社から役員報酬以外に多額（注４）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家等ではないこと

4．当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員等ではないこと
5．当社から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
6．当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
7．次に掲げる者（重要でない者（注５）は除く）の近親者（注６）ではないこと
　A　上記１～６に該当する者
　B　当社及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

（注１）「主要子会社」：株式会社イオン銀行、イオンクレジットサービス株式会社
（注２）「主要な取引先」：直近事業年度の連結売上高（当社の場合は経常収益）の１％以上を基準に判定
（注３）「法人等」：法人以外の団体も含む
（注４）「多額」：過去３年平均で、年間1,000万円以上
（注５）「重要でない者」：「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す
（注６）「近親者」：配偶者または二親等内の親族

1 内堀 壽典（うちぼり ひさのり）

新任　社外監査役候補者

生年月日	1952年 6 月14日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1975年 4 月　ジャスコ株式会社（現　イオン株式会社）入社 2008年 9 月　イオンリテール株式会社西播事業部長 2011年 2 月　同社ベイエリア事業部長 2013年 5 月　株式会社ジーフット常勤監査役 2013年 5 月　株式会社メガスポーツ監査役 〔重要な兼職の状況〕 株式会社イオン銀行監査役（2016年6月就任予定）		
社外監査役候補者とした理由	内堀壽典氏は、イオングループにて重要な役職を歴任し、豊富な経験と識見を有しており、経営全般における監督と有効な助言をいただき、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割をはたしていただけるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。		
特別の利害関係	内堀壽典氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

2 おおたに ごう 大谷 剛

新任　社外監査役候補者　独立役員候補者

生年月日	1955年７月30日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1980年４月　山之内製薬株式会社（現　アステラス製薬株式会社）入社 1997年８月　同社シャクリー事業本部長代理 1997年８月　同社米国シャクリーコーポレーション（米国子会社）社外取締役 2001年８月　同社広報部ＩＲ担当次長 2003年６月　同社欧米部欧州事業担当部長 2005年10月　同社欧州統括会社（在英国）出向　内部監査部門長 2009年４月　同社監査部長 2013年６月　同社常勤監査役		
社外監査役候補者とした理由	大谷剛氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、内部統制、コーポレート・ガバナンスにも精通しており、その豊富な経験を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割をはたしていただけるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。		
特別の利害関係	大谷剛氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

3 西松 正人（にしまつ まさと） 新任

生年月日	1955年 1 月19日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1978年 3 月　ジャスコ株式会社（現　イオン株式会社）入社 1996年 4 月　同社経理部長 2000年 5 月　同社取締役 2001年12月　株式会社マイカル（現　イオンリテール株式会社）事業管財人代理 2002年 3 月　同社経営管理本部長 2003年10月　同社常務取締役 2007年 3 月　イオン株式会社グループ財経担当 2007年 5 月　同社常務執行役 2008年 5 月　同社グループ経理・関連企業担当 2008年 8 月　同社執行役 2008年 8 月　同社グループ経営・関連企業責任者 2009年 4 月　同社グループ経営管理責任者 2010年 5 月　当社社外監査役 2012年10月　イオンリテール株式会社取締役兼専務執行役員　財務・コントロール担当 兼イオン株式会社執行役　グループ経営管理責任者 2013年 3 月　イオンリテール株式会社　取締役兼専務執行役員経営管理担当 2015年 2 月　株式会社ダイエー取締役専務執行役員 2015年 2 月　同社財経・経営企画統括兼投資委員会委員長 2016年 2 月　同社財経・経営企画・システム統括兼投資委員会委員長兼教育訓練・ダイバーシティ推進担当 2016年 3 月　イオン株式会社執行役　経営管理担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 イオン株式会社執行役		
監査役候補者とした理由	西松正人氏は、グループ企業の取締役、監査役を歴任され、経営及び財務経理の豊富な見識・経験・実績を有しており、イオン株式会社の経営管理担当の立場としても、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割をはたしていただけるものと判断し、監査役候補者とするものであります。		
特別の利害関係	西松正人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

（注1）当社の親会社であるイオン株式会社またはその子会社（当社を除く）の業務執行者であるときの地位及び担当は上記略歴に記載のとおりであります。

（注2）本総会において内堀壽典氏及び大谷剛氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、社外監査役として職務を行うにつき善意で且つ重大な過失のないときは、当社に対して賠償すべき額は200万円または法令の定める額のいずれか高い額を限度とし、この限度を超える社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

（注3）当社は、大谷剛氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

以　上

【添付書類】

事業報告（2015年4月1日から2016年3月31日まで）

1．当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ．企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社35社並びに持分法適用関連会社1社で構成され、当社の親会社であるイオン株式会社を中核にグループ各社が一体となり、それぞれの地域においてクレジット事業、銀行事業を中心とした「総合金融事業」を展開しております。

ロ．金融経済環境

国内の経営環境は、上半期において堅調な企業収益に支えられた設備投資の持ち直しや賃金増、原油安が消費にプラスの影響を与え、景気回復の兆しがみられました。しかしながら、後半にかけて中国経済の悪化を引き金とした世界的な景況感の低迷から、年明けの日本におけるマイナス金利導入へとつながりました。為替相場が円高に推移するなどした結果、下半期においては、個人消費で停滞感がみられるなど景気の足踏みの状況が続きました。

また、アジア地域では、中国やタイの景気減速やマレーシアにおける物品サービス税導入後の成長率の低下等の影響により、消費環境が好転しない状況が続きました。

ハ．企業集団の事業の経過及び成果

このような経営環境の中、当社は当期を次なる成長へとつなげるための土台作りの年と位置付け、生産性の向上に向けたデジタル化、そのデジタル技術を駆使できる人材育成、加えて、コーポレート・ガバナンスの取り組みや財務体質の改善等による経営基盤の強化を図りました。

これらの結果、当社の連結業績については、経常収益は3,596億51百万円（前期比109.3%）、経常利益は593億80百万円（同111.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益は357億85百万円（同117.4%）となりました。

（各事業の成果）

当期の各事業の主な取り組みは以下のとおりです。

クレジット事業

カード会員のさらなる獲得に向けて、株式会社ダイエー店舗での会員募集を2015年7月から新たに開始いたしました。また、3000台のタブレット端末を利用し、入会手続きの簡便化や、カード発行期間の短縮化によるお客さまの利便性向上に取り組みました。2014年11月から会員募集を開始したイオンカード（ディズニー・デザイン）の累計会員数は100万人を突破し、若年層会員の組織化を進めることができました。

これらの取り組みの結果、国内のカード会員は2,588万人（期首比124万人増）となりました。

カードショッピングについては、イオンモール株式会社と連携した販促企画に加え、電気・ガス料金など、継続的に発生する決済シーンでの利用や、大手加盟店とのタイアップ企画を推進することで、カードの利用機会の拡大を図りました。

これらの取り組みの結果、国内で発行したクレジットカードのカードショッピング取扱高は、4兆1,047億93百万円（前期比107.4%）となりました。

カードキャッシングについては、イオン銀行とゆうちょ銀行との提携による全国で約3万2,000台の無料ＡＴＭネットワークを活用した、少額単位での借り入れサービスを展開することで、お客さまの利便性向上に努めました。

さらに、さまざまな金融商品・サービスのご利用状況から、お客さまのライフスタイルに合わせたご利用の案内を推進した結果、債権残高は4,055億63百万円（期首比350億89百万円増）となりました。

個品割賦事業を展開するイオンプロダクトファイナンス株式会社では、車両や太陽光発電システムの販売店を中心とした加盟店開発を継続して強化いたしました。

また、インターネット上でのオートローン即時審査の推進や、問い合わせ対応等のサポート体制強化に努めた結果、国内の個品割賦取扱高は2,012億69百万円（前期比127.4%）と順調に拡大いたしました。

これらの結果、クレジット事業の経常収益は1,613億47百万円（前期比110.2%）、経常利益は369億45百万円（同114.8%）となりました。

銀行事業

キャッシュカード、イオンカード、ＷＡＯＮ（電子マネー）の機能・特典を１枚のカードでご利用いただけるイオンカードセレクトの会員を対象に普通預金金利の優遇施策（年利0.12%）を維持するとともにイオンデビットカードの会員募集に注力した結果、預金残高合計は2兆1,536億99百万円（期首比1,904億48百万円増）、口座数は493万口座（同61万口座増）と拡大いたしました。

住宅ローンについては、インターネット広告やイオングループ店舗及び銀行店舗に設置するデジタルサイネージ（電子看板）を通じた告知強化、店舗スタッフ向けの研修によるスキル向上及び審査オペレーションの見直し等に努めた結果、新規貸出件数は15千件（前期比139.7%）、新規貸出額は3,634億63百万円（同141.7%）と順調に拡大いたしました。

資産運用商品については、従来より店頭で好評いただいている投資信託と定期預金とを組み合わせた商品のインターネットでの販売開始に加え、お客さまの投資経験に応じた投資信託の商品構成をご提案するサービス等により、販売強化に注力いたしました。

お客さまとの重要な接点である銀行店舗においては、タブレット端末等を活用したペーパーレス化による手続き期間の短縮、予約システムの導入等によりお客さまの利便性向上に努めました。
また、新たにイオンモール沖縄ライカム、イオンモール四條畷、イオンモール常滑、イオンモール熱田に出店し、銀行店舗数は132店舗（期首比３店舗増）となりました。イオン銀行ＡＴＭについては、5,730台（期首比136台増）に拡充いたしました。

これらの取り組みの結果、銀行事業の経常収益は468億20百万円（前期比112.4%）、経常利益は11億62百万円（同12億円増）となりました。

海外事業

香港では、中国の経済成長が鈍化し、景気の先行きに不透明感が漂う中さらなる顧客基盤の拡大・多様化を図るため、日本航空株式会社と提携し航空券の割引特典が受けられるとともに毎日のお買物でマイルが貯まるカードとして、「イオンカードＪＡＬ」を発行いたしました。
また、訪日観光客の増加に合わせ、日本でのイオンカードのご利用でボーナスポイントを進呈する等、カードショッピング取扱高の拡大に注力いたしました。
加えて、審査の厳格化や債権管理業務の改善を図り、信用コストの削減を促進いたしました。
これらの結果、イオンクレジットサービス（アジア）の連結業績については、営業収益は12億58百万香港ドル（前期比97.1%）、経常利益は3億７百万香港ドル（同88.7%）となりました。

タイでは、干ばつの影響もあり、農村部を中心に引き続き厳しい経営状況が続きました。
そのような経営環境の中、オフィス沿線の中間所得者層の拡充を狙いとして、鉄道事業者であるＢＴＳグループホールディングスとの提携により鉄道乗車券・電子マネー機能を有するＩＣカードを搭載した「ＡＥＯＮ Ｒａｂｂｉｔ Ｍｅｍｂｅｒ Ｃａｒｄ」の募集を継続して推進いたしました。
また、映画館をはじめとするレジャー施設での優待特典、提携先店舗との共同販促企画及び休眠会員への利用促進策の実施等、カードショッピング取扱高の拡大に努めました。
審査及び債権管理業務の強化にも取り組み、加盟店・地域ごとの審査基準を見直しました。

これらの取り組みにより、イオンタナシンサップ（タイランド）の連結業績については、営業収益は178億35百万バーツ（前期比103.6%）、経常利益は32億70百万バーツ（同108.0%）と増収増益となりました。

マレーシアでは、物品・サービス税の導入やコモディティ価格の下落による消費活動へのマイナス影響に対応すべく、イオンビッグマレーシアやイオンインデックスリビング等のイオングループ企業との共同販促によりお客さまのカード利用を促進させました。
また、マレーシアの高速道路等のプリペイドカードとの共同キャンペーンを実施するとともに、お客さまがバイクや自動車を購入する際の分割払いを促進しました。
加えて、審査及び債権管理の体制強化に引き続き努めました。

これらカードショッピングや個品割賦事業の拡大等により、イオンクレジットサービス（マレーシア）の営業収益は10億55百万リンギット（前期比113.7%）、経常利益は3億1百万リンギット（同104.3%）と増収増益となりました。

※イオンクレジットサービス（アジア）、イオンクレジットサービス（マレーシア）は2014年度より決算期を変更しており、上記記載の前期比は、2015年3月1日～2016年2月29日と2014年2月21日～2015年2月28日を単純比較した増減率を記載しております。
※イオンタナシンサップ（タイランド）は2015年度より決算期を変更しており、上記記載の前期比は、2015年2月21日～2016年2月29日と2014年2月21日～2015年2月20日を単純比較した増減率を記載しております。

カンボジアでは、2015年10月に専門銀行ライセンスを取得し、2016年1月にクレジットカード発行を開始いたしました。

これらの結果、海外事業の経常収益は1,230億87百万円（前期比109.4%）、経常利益は240億34百万円（同108.5%）となりました。

フィービジネス等

電子マネー事業では、お客さまの利便性の向上のため、2015年12月より、全国のローソン店舗でＷＡＯＮでの店頭決済及び現金チャージのサービスを開始いたしました。

加えて、ポイント額の一部が自治体等への寄付につながる「ご当地ＷＡＯＮ」の推進や、サッカーを通じて地域振興を促進する「サッカー大好きＷＡＯＮ」の発行等、地域に根差した活動への継続的な取り組みを推進いたしました。

これらの取り組みの結果、ＷＡＯＮを含む電子マネー事業全体の決済総額は2兆1,307億54百万円（前期比107.2%）となりました。

住宅ローン事業を展開するイオン住宅ローンサービス株式会社では、フラット35を中心に住宅販売会社との提携営業の強化を継続いたしました。

保険代理店事業を展開するイオン保険サービス株式会社では、インターネットで予約をいただいてから店舗に来店いただく取り組みを推進したほか、ライフイベントに合わせたセミナーの実施による保険ショップの認知度の向上及び営業力の強化に努めました。

また、2015年12月より、株式会社ダイエーの子会社である株式会社日本流通リースから事業を譲り受け、ＡＣＳリース株式会社としてリース業を開始いたしました。

これらの取り組みの結果、フィービジネス等の経常収益は496億36百万円（前期比109.3%）、経常利益は40億68百万円（同218.0%）となりました。

セグメントごとの連結経常収益、経常利益の状況

（単位：百万円）

部門	経常収益		経常利益	
	実績	前期比	実績	前期比
クレジット事業	161,347	110.2%	36,945	114.8%
銀行事業	46,820	112.4%	1,162	－
海外事業	123,087	109.4%	24,034	108.5%
フィービジネス等	49,636	109.3%	4,068	218.0%
セグメント間消却等	△21,239	－	△6,829	－
合計	359,651	109.3%	59,380	111.9%

（環境保全・社会貢献活動）

当社は、環境保全・社会貢献活動を積極的に推進し、企業価値を継続的に高めるとともに、お客さまとともに良き企業市民として地域社会の発展に貢献できるよう取り組んでおります。

ペーパーレス化の事例として、クレジットカード入会手続きなどを紙の申込書からタブレット端末入力へ移行することを推進しております。

また、ご利用明細書の郵送をＷｅｂでの閲覧に変更していただくことをお客さまに推奨しております。

さらに、デジタルサイネージの利用により紙のポスターやパンフレットを削減し、ＣＳＲレポート等に再生紙、植物性インクを使用し、水なし印刷といった環境に配慮した製品・制作方法をとるなど環境に配慮しております。

また、イオン環境財団が2015年6月に実施した「カンボジア　プノンペン植樹」や「北海道厚真町植樹」、同年11月に実施した「綾町イオンの森」植樹（宮崎県）等の植樹活動に積極的に参加いたしました。

加えて、「公益財団法人イオンワンパーセントクラブ」の活動に賛同し、障がい者施設で障がい者の方が「ものづくり」を行うための生産設備、販路拡大のための「障がい者ものづくり応援募金」受付口座を開設し、募金活動を実施いたしました。

海外では、香港、タイ、マレーシアの上場3社を中心に、子どもたちへの学用品贈呈や、学校の建設・修繕を目的とした寄付の実施等、当社が展開するアジア地域における社会貢献活動に継続的に取り組みました。

ニ．対処すべき課題

次期につきましては、デジタル化を軸に、商品・サービスの利便性及び生産性の向上を図ってまいります。

店舗におけるタブレット端末での商品案内やインターネット取引体験の推進、また、スマートフォンアプリ等の機能強化を図ることにより、リアル店舗とネットとの融合を図ってまいります。

さらに、地域特性の把握や顧客情報を活用することにより、お客さまのニーズやライフスタイルに合わせた金融商品・サービスを適時・適切な方法で提供してまいります。

各個別事業の重点実施事項につきましては、以下のとおり取り組んでまいります。

＜クレジット事業＞

カード会員数、稼働率、加盟店ネットワークの拡大や、それらの基盤となる審査・債権回収体制の充実を図ることにより、業容の拡大及び貸倒れコストの削減を進めてまいります。

会員募集から販売促進、債権回収までの一連のプロセスをペーパーレスにて行うことにより、お客さまへの迅速なサービス提供を追求し、カード会員数の増加及び生産性の向上を進めてまいります。

稼働率の向上については、店舗以外にも、スマートフォンを活用した取り組みを進めてまいります。

当社グループで一体となった営業を展開し、地域ごとの加盟店ネットワークを拡大してお客さまの利便性の向上を図ってまいります。

＜銀行事業＞

イオンカードセレクトやデビッドカードの決済口座としての魅力をさらに高め、普通預金金利の上乗せ優遇を継続することにより、資金調達力の強化、口座数の拡大に取り組んでまいります。さらに、幅広い年齢層や多様化するお客さまの価値観にお応えするため、住宅ローン等の金融商品・サービスの品揃え強化に努めます。

店舗、ＡＴＭ、コールセンター、インターネット及びスマートフォン等複数チャネルの連携を実現することで、わかりやすさと利便性の向上を図ってまいります。また、ＡＴＭの提携先拡大や手数料無料化、指紋認証サービスの導入を実現いたします。

お客さま個々のライフプランやライフスタイルに合った最適な金融商品・サービスを提供できるように引き続き取り組んでまいります。

＜海外事業＞

香港、タイ、マレーシア現地法人の海外主要３社を各エリアの管轄会社と位置づけ、各エリアの国・地域の成長性や規制に合わせた経営資源の最適配分を行い、現地の市場環境やニーズに合った総合的な金融サービスを提供してまいります。

与信面については、各国固有の情勢及びお客さまの特性を踏まえた審査基準の見直しを図り、貸付債権の質向上とリスク資産の圧縮につなげてまいります。また、共通の債権管理システムを構築し効率化を図ります。

店舗におきましては、海外でもタブレット端末を活用するなど、オペレーションのデジタル化を推進し、ペーパーレス化を実現してまいります。

＜フィービジネス等＞

イオングループ各社が発行するポイントを統合した新ＷＡＯＮポイントについて、ポイント業務の受託を拡大してまいります。

また、併せてブランドプリペイドカードのプロセッシング業務の受託を拡大してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度(当期)
経常収益	2,059	2,860	3,290	3,596
経常利益	333	410	530	593
親会社株主に帰属する当期純利益	136	207	304	357
包括利益	308	314	490	334
純資産額	2,588	3,072	3,249	3,408
総資産	25,342	31,631	35,894	37,455

経常収益

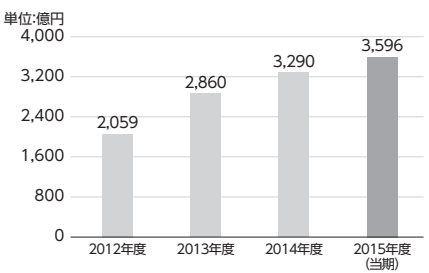

経常利益

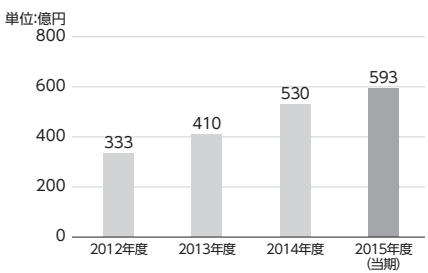

親会社株主に帰属する当期純利益

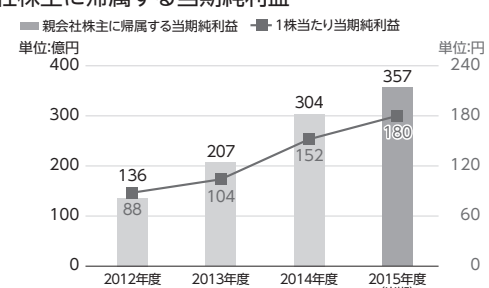

総資産・純資産

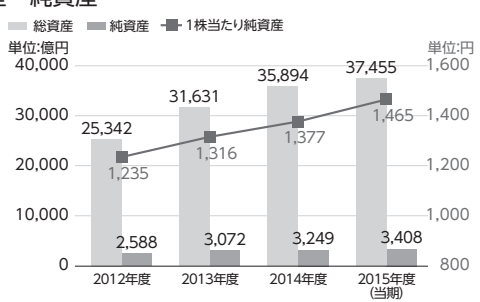

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

（単位：億円）

			2014年度	2015年度（当期）
営業収益			209	227
	受取配当額		106	111
		銀行業を営む子会社	-	-
		その他の子会社	106	111
当期純利益			百万円 9,204	百万円 9,585
1株当たり当期純利益			円 銭 46 05	円 銭 48 24
総資産			3,284	3,319
		銀行業を営む子会社株式等	2,375	2,375
		その他の子会社株式等	644	637

（ご参考）2012年度～2013年度の当社の財産及び損益の状況は次のとおりであります。

（単位：億円）

		2012年度	2013年度
営業収益		1,300	90
当期純利益		百万円 11,059	百万円 404
1株当たり当期純利益		円 銭 71 57	円 銭 2 04
総資産		9,612	3,296
	銀行業を営む子会社株式等	848	2,375
	その他の子会社株式等	172	650

（注1）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
（注2）1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
（注3）当社は、2013年4月1日付で株式会社イオン銀行及び新たに設立したイオンクレジットサービス株式会社に対し、事業に関する権利を承継する吸収分割を実施し、銀行持株会社へ移行しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	クレジット事業・フィービジネス等	銀行事業	海外事業	その他	合　計
当年度末使用人数	2,367名	1,061名	13,688名	128名	17,244名
前年度末使用人数	2,211名	952名	11,687名	115名	14,965名

(注1) 使用人数は、就業者数であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
(注2) 海外事業に属する国・地域内訳は次のとおりであります。
中国、香港、タイ、マレーシア、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマー
(注3) 当社の従業員はすべてその他のセグメントに属しております。

(4) 企業集団の主要な事業所等の状況

イ. クレジット事業及び銀行事業

会　社　名	主要な拠点	拠点数	
		当年度末	前年度末
株式会社イオン銀行	本社ほか	127	123
イオンプロダクトファイナンス株式会社	本社ほか	56	54

ロ. 海外事業

会　社　名	主要な拠点	拠点数	
		当年度末	前年度末
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO. , LTD.	本社ほか	22	22
AEON Thana Sinsap (THAILAND) PLC.	本社ほか	126	124
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	本社ほか	66	59

ハ. フィービジネス等

会社名	主要な拠点	拠点数	
		当年度末	前年度末
イオンクレジットサービス株式会社	本社ほか	157	159
イオン住宅ローンサービス株式会社	本社ほか	5	5
エー・シー・エス債権管理回収株式会社	本社ほか	7	9
イオン少額短期保険株式会社	本社	1	1

（注）国内子会社8社のうち当社直接所有の6社、海外子会社のうち現地株式市場に上場している3社について記載しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

（単位：百万円）

	クレジット事業	銀行事業	海外事業	フィービジネス等
設備投資の総額	14,355	3,114	4,569	5,559

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
イオン株式会社	千葉県千葉市	純粋持株会社	1926年9月21日	220,007百万円	43.20%	

（注1）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
（注2）親会社が有する当社の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社イオン銀行	東京都江東区	銀行事業及びクレジット事業	2006年5月15日	51,250百万円	100.00%	
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区	プロセッシング事業及び銀行代理業	2012年11月29日	500百万円	100.00%	
イオンプロダクトファイナンス株式会社	東京都千代田区	信用購入あっせん業	1959年4月1日	3,910百万円	100.00%	
イオン住宅ローンサービス株式会社	東京都新宿区	住宅ローン事業	1980年2月20日	3,340百万円	100.00% (49.00%)	
エー・シー・エス債権管理回収株式会社	千葉県千葉市	サービサー事業	1999年2月16日	600百万円	99.41%	
AEON Financial Service (Hong Kong) Co.,Limited	香港九龍	中国事業統括会社	2012年6月7日	12,882百万円 (740百万人民元)	100.00%	
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.	香港九龍	クレジット事業	1990年2月23日	3,915百万円 (269百万香港ドル)	52.73% (52.73%)	
AEON Thana Sinsap (THAILAND) PLC.	タイバンコク	クレジット事業	1992年9月18日	800百万円 (250百万タイバーツ)	54.32% (19.20%)	
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	マレーシアクアラルンプール	クレジット事業	1996年12月6日	2,062百万円 (72百万マレーシアリンギット)	59.70%	

(注1) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
(注2) 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
(注3) 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
(注4) 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）は、内数で間接所有割合となります。
(注5) AEON CREDIT SERVICE（ASIA）CO.,LTD.は香港証券取引所に上場しております。
(注6) AEON Thana Sinsap（THAILAND）PLC.はタイ証券取引所に上場しております。
(注7) AEON CREDIT SERVICE (M) BERHADはマレーシア証券取引所に上場しております。
(注8) 上記のほか、国内に3社、中国、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマーの各国・地域に23社の子会社があります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入額（百万円）	当社への出資状況	
		持株数（千株）	議決権比（%）
株式会社みずほ銀行	90,579	-	-
株式会社三菱東京UFJ銀行	39,951	-	-
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Malaysia) Berhad	32,597	-	-
三井住友信託銀行株式会社	26,222	853	0.42
株式会社三井住友銀行	22,448	-	-
農林中央金庫	18,467	-	-
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad	17,956	-	-
みずほ信託銀行株式会社	13,998	-	-
三菱UFJ信託銀行株式会社	12,524	-	-
Bank of Ayudhya Public Company Limited	11,075	-	-

（注1）持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
（注2）議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
（注3）上記の借入額には子会社の借入額を含めております。

(8) 事業譲渡等の状況

2015年12月1日付で、当グループは同年11月に設立した子会社を通じて株式会社日本流通リースよりリース事業を取得し、ＡＣＳリース株式会社として業務を開始いたしました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況（当年度末）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山下昭典	代表取締役社長	イオン株式会社執行役副社長 イオンリテール株式会社代表取締役会長 株式会社イオン銀行取締役 イオンクレジットサービス株式会社取締役	
水野雅夫	取締役副社長 クレジット・プロセッシング・海外事業担当	イオンクレジットサービス株式会社代表取締役社長 株式会社イオン銀行取締役	
森山高光	取締役副社長 銀行事業・マーケティング・経営企画・システム担当	株式会社イオン銀行取締役 イオンクレジットサービス株式会社取締役	
若林秀樹	専務取締役 経営管理担当	イオンクレジットサービス株式会社取締役 AEON Thana Sinsap(THAILAND)PLC.代表取締役会長	
清永崇司	取締役 監査担当		
笠井康弘	取締役		
万月雅明	取締役	イオンクレジットサービス株式会社取締役 イオンマーケティング株式会社取締役	
原口恒和	取締役	株式会社イオン銀行取締役 イオン・リートマネジメント株式会社取締役 アイシン精機株式会社社外取締役	
渡邉廣之	取締役	株式会社イオン銀行代表取締役社長	
大鶴基成	取締役 (社外役員)	モーニングスター株式会社社外取締役	弁護士
箱田順哉	取締役 (社外役員)	ヤマハ株式会社社外監査役	公認会計士
平松陽徳	常勤監査役 (社外役員)	イオンリテール株式会社監査役 イオンモール株式会社社外監査役 株式会社イオン銀行社外監査役	
山浦耕志	監査役 (社外役員)	イオンディライト株式会社社外監査役 イオンクレジットサービス株式会社社外監査役	
加藤博	監査役 (社外役員)	株式会社イオン銀行常勤監査役	
白石英明	監査役	株式会社ダイエー取締役兼執行役員	

（注１）取締役大鶴基成及び取締役箱田順哉の両氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
（注２）監査役平松陽徳、監査役山浦耕志及び監査役加藤博の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

（注３）監査役平松陽徳氏は株式会社東京証券取引所市場第一部上場会社において財務部門、経営管理部門管理責任者を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注４）当社は、取締役大鶴基成、取締役箱田順哉、監査役山浦耕志の各氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

（注５）万月雅明、笠井康弘及び箱田順哉の各氏は2015年6月24日開催の第34期定時株主総会において新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

（注６）2015年6月24日開催の第34期定時株主総会の終結の時をもって監査役濵田和成氏は辞任し、白石英明氏が補欠として監査役に選任され、就任いたしました。

⑵ 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報酬等
取締役	12 人	280
監査役	3 人	33
計	15 人	313

（注１）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（注２）取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額550百万円以内と決議いただいております。なお、このうち金銭報酬が年額400百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とし、株式報酬型ストックオプションの公正価値分として年額150百万円以内となっております。

（注３）監査役の報酬限度額は、1994年5月18日開催の第13期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

（注４）報酬等の額には、取締役6名に対する賞与の支払いに係る費用41百万円、取締役7名に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の割り当てに係る費用38百万円が含まれております。

（注５）当年度末現在の人員は取締役11名及び監査役４名です。このうち、監査役１名は無報酬です。

⑶ 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役及び社外監査役の各氏と会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役の各氏が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失のないときは、当社に対して賠償すべき額は、200万円または法令の定める額のいずれか高い額を限度とし、この限度を超える社外取締役及び社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。

3．社外役員に関する事項

⑴ 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記２．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（1）会社役員の状況に記載のとおりであります。

社外役員の重要な兼職先と当社との関係は以下のとおりであります。

①株式会社イオン銀行及びイオンクレジットサービス株式会社は当社の子会社であります。

②イオンリテール株式会社、イオンモール株式会社、イオンディライト株式会社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。

③その他の重要な兼職先と当社との間には特筆すべき取引関係はありません。

⑵ 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
大　鶴　基　成	2014年６月から現在まで	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席しております。	主に法曹界における長年の豊富な経験と法律コンプライアンスに関する高い識見を有しており、議案等の審議に際し、適宜発言を行っております。
箱　田　順　哉	2015年６月から現在まで	取締役に就任後、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席しております。	公認会計士としての長年の豊富な経験と内部統制に関する高い識見を有しており、議案等の審議に際し、適宜発言を行っております。
平　松　陽　徳	2013年６月から現在まで	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会17回の全てに出席しております。	上場企業における豊富な経験と幅広い識見を有しており、議案等の審議に際し、適宜発言を行っております。
山　浦　耕　志	2009年４月から現在まで	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会17回のうち14回に出席しております。	長年の豊富な経験と幅広い識見を有しており、議案等の審議に際し、適宜発言を行っております。
加　藤　　博	2014年６月から現在まで	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査役会17回の全てに出席しております。	金融機関における豊富な経験と幅広い識見を有しており、議案等の審議に際し、適宜発言を行っております。

⑶ 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6　人	55	10

（注1） 記載金額は、単位未満を切り捨てて記載しております。

（注2） 当社の親会社等からの報酬等には、当社の親会社であるイオン株式会社または同社の子会社から受けた報酬等を記載しております。

⑷ 社外役員の意見

該当事項はありません。

4．当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	540,000千株
発行済株式の総数	208,527千株

(注) 期中において2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の転換請求が行われた結果、前事業年度末と比べて発行済株式数が28,366株増加しております。

(2) 当年度末株主数

9,654名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等（千株）	持株比率（%）
イオン株式会社	85,817	43.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,986	4.52
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001 常任代理人：株式会社みずほ銀行	8,100	4.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,767	2.39
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーテイー ジヤスデツク アカウント 常任代理人：株式会社三菱東京UFJ銀行	3,508	1.76
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 常任代理人：株式会社みずほ銀行	2,936	1.47
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド ピービーオムニバス クライアント アカウント 常任代理人：クレディスイス証券株式会社	2,720	1.36
マックスバリュ西日本株式会社	2,646	1.33
ミニストップ株式会社	2,290	1.15
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション 常任代理人：株式会社みずほ銀行	2,028	1.02

（注１）持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第３位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
（注２）持株比率は自己株式（9,807,144株）を控除して計算しております。
（注３）野村證券株式会社及び共同保有者から2013年10月7日付で連名により大量保有報告書の変更報告書の提出があり、2013年９月30日現在で同社及びその共同保有者が7,667千株（保有割合3.96%）を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿上確認することができませんので上記には含めておりません。
（注４）キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから2015年6月5日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、2015年5月29日現在で同社が10,006千株（保有割合4.80%）を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿上確認することができませんので上記には含めておりません。
（注５）ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社から2015年7月22日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、2015年7月15日現在で同社が12,553千株（保有割合6.02%）を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿上確認することができませんので上記には含めておりません。
（注６）ＭＦＳインベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者から2015年12月18日付で連名により大量保有報告書の変更報告書の提出があり、2015年12月15日現在、同社及びその共同保有者が8,798千株（保有割合4.22%）を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿上確認することができませんので上記には含めておりません。
（注７）フィデリティ投信株式会社から2016年2月5日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、2016年1月29日現在で同社が13,894千株（保有割合6.66%）を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿上確認することができませんので上記には含めておりません。

5．当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第4回新株予約権	2011年4月21日	130個	普通株式 13,000株	株式1株当たり 809円	株式1株当たり 1円	2011年5月21日～2026年5月20日
第5回新株予約権	2012年4月21日	90個	普通株式 9,000株	株式1株当たり 1,081円	株式1株当たり 1円	2012年5月21日～2027年5月20日
第6回新株予約権	2013年7月21日	120個	普通株式 12,000株	株式1株当たり 2,715円	株式1株当たり 1円	2013年8月21日～2028年8月20日
第7回新株予約権	2014年7月21日	95個	普通株式 9,500株	株式1株当たり 2,006円	株式1株当たり 1円	2014年8月21日～2029年8月20日
第8回新株予約権	2015年7月21日	126個	普通株式 12,600株	株式1株当たり 3,072円	株式1株当たり 1円	2015年8月21日～2030年8月20日

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役	
			保有人数	個数
第4回新株予約権	30個	普通株式 3,000株	2人	30個
第5回新株予約権	50個	普通株式 5,000株	3人	50個
第6回新株予約権	60個	普通株式 6,000株	3人	60個
第7回新株予約権	72個	普通株式 7,200株	6人	72個
第8回新株予約権	126個	普通株式 12,600株	7人	126個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員 大森　茂 指定有限責任社員 業務執行社員 墨岡俊治 指定有限責任社員 業務執行社員 大竹貴也	104	当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である財務調査等の業務について対価を支払っております。

（注1）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（注2）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

（注3）当社及び連結される子会社及び子法人等が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、720百万円であります。

（注4）監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑵ 責任限定契約

該当事項はありません。

⑶ 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ．当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が重要な子会社及び子法人等の計算書類の監査を行っている事実について
当社の重要な子会社及び子法人等のうち、
AEON Financial Service（Hong Kong）Co.,Limited
AEON CREDIT SERVICE(ASIA) CO.,LTD.
AEON Thana Sinsap(THAILAND)PLC.
AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD
につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8．業務の適正を確保するための体制

当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、当社の内部統制システム、コンプライアンス体制の強化を目的として、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針の一部見直しを決議しております。

一部見直し後の当該基本方針の内容及び当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、金融持株会社として当社及びその子会社等からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における内部統制の実効性を高め、その維持・向上を図ることにより、当社グループが行う各事業の拡大・成長を支援する。そのため、「内部統制推進委員会」において、下記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、運用状況を評価、必要な改善措置を講じることとする。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループの役職員は、社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえでの指針として、「イオン行動規範」を遵守する。当社グループの役職員が遵守すべき事項の周知を図るため及び最新の法令改正、定款の変更に対応するため、当社グループの役職員に対し定期、随時にコンプライアンス教育を実施する。

②「ＡＦＳグループコンプライアンス方針」を定めて当社グループのコンプライアンスに対する基本的な姿勢を明確にするとともに、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を定めて役職員が遵守すべき法令、その具体的な留意点、違反を発見した場合の対処方法などを周知する。
③当社グループのコンプライアンス態勢の整備・確立のために、「内部統制推進委員会」において、当社グループのコンプライアンスに関する事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。
④当社グループの「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社及び子会社は当該方針に基づき反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する姿勢を役職員に明示し、これを「反社会的勢力による被害防止に関する規程」に定める。
⑤法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、「イオン行動規範110番」のほか、当社及び子会社が設置する内部通報窓口を当社グループの役職員に周知する。通報内容は法令・社内規定に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
⑥他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から監査を実施し、定期的に取締役会に報告する。
⑦当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、連結ベースでの財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用及び評価に関する枠組みを定め、当社及び子会社において必要な体制を整備します。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
①取締役会及び取締役の決定に関する記録については、「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社内規程に則り、作成、管理、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
②当社及び子会社は「プライバシーポリシー」に基づき、管理規程を定め顧客情報保護の徹底を図る。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①当社グループのリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定める。収益部門から独立したリスク管理の組織・態勢を整備し、統合的リスク管理を行う。
②当社グループの統合的リスク管理を推進するため「内部統制推進委員会」において、当社グループのリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。
③自己資本管理体制の確立のため「自己資本管理規則」を定め、適切な自己資本及び自己資本比率の確保を行う。

④当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の際の対応を迅速に行うため「経営危機対策規程」を定め、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続の枠組みを維持する。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社及び当社グループの経営に係る重要事項は、業務の有効性と効率性の観点から、経営会議、内部統制推進委員会の審議を経て当社の取締役会において決定する。

②取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌・決裁権限規程」に基づいて権限が移譲され、各部門にて効率的に遂行される体制とする。
また、子会社においても組織、職務分掌、決裁権限に関する基準を当社の規程に準じて整備する。

③子会社の業務が効率的に行われるため、会計・システムなどの共通基盤を整備するとともに、当社が財務、広報、人事管理、法務などの業務に係る支援を適切に行う。

ホ．当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成することを目的として、「子会社・関連会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社等が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。当社は、「子会社・関連会社管理規程」及び子会社との間で締結する経営管理契約に基づき、子会社等の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告を行い、また、経営管理上及び内部統制上の重要な事項については当社との事前協議のうえ実施することを求め、子会社等の業務の適正を確保する。

②当社に、当社グループの内部監査機能を統括する監査部門を設置する。当社グループ各社の内部監査状況のモニタリングや必要に応じてグループ各社の監査を実施することで、内部管理態勢・内部監査態勢の適切性や有効性を検証する。

③親会社であるイオン株式会社及び同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成されるイオングループ各社との間の取引は利益の相反するおそれがあることから、これらの取引を行うに際しては当該取引等の必要性及びその条件が著しく不当でないことを取締役会等において慎重に審議し意思決定を行う。

ヘ．監査役補助者の独立性その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人（補助使用人）を配置する。

ト．前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し取締役その他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項については、常勤監査役の同意が必要なものとする。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社グループ各社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。

②監査役は、必要に応じて随時、取締役及びコンプライアンス統括管理者にコンプライアンス関連情報の報告を求めることができる。

③常勤監査役は、内部統制推進委員会その他の重要な会議に出席し、子会社におけるリスク管理、コンプライアンスその他の内部統制の整備及び運用状況につき報告を受け、必要に応じて子会社からの報告を受けることができる。

④当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の内部通報に関する規程に定めたうえで当社及び子会社の役職員に周知する。

リ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録及び決裁書類等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

②内部監査部門は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保に資する。

③当社は、監査役が調査等のため、独自に外部専門家を起用することを求めた場合のほか、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については、当該監査役の職務の執行に必要ないと会社が証明した場合を除きその費用を負担することとし、必要な予算措置のうえ、担当部署を設け適宜処理するものとする。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、当事業年度（第35期）における基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定期的に点検を行い、その結果について内部統制推進委員会を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当該基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保
定例取締役会を13回、臨時取締役会を7回開催しました。また、内部統制推進委員会を16回開催し、当社グループにおける業務執行状況等のモニタリング等を行いました。当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門として、監査担当取締役に直属する監査部、海外企業監査部、検査部を設置しており、監査及びモニタリングの結果については、定期的に取締役会に報告しています。また、国内・海外の子会社全ての監査を実施しています。
「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社内規程を整備し、適切に保存・管理し機密情報漏えいを防止するとともに「プライバシーポリシー」に基づき、顧客情報の保護に努めています。

ロ．リスク管理態勢
「リスク管理規程」を定め、「グループリスク管理態勢」に基づき当社グループ各社は、各社の業容・リスクに応じたリスク管理態勢を整備しています。また、年度毎にリスク管理方針を定め、リスク管理委員会（6回開催）でモニタリングし、その結果を内部統制推進委員会に報告しています。子会社においてもリスク管理に関する委員会組織を設けており、定期的に開催しています。
「経営危機対策規程」を定め、それに則した運用を行っています。昨年12月には当社グループにおいて、情報漏えい事故発生を想定した訓練を実施しました。また、昨年6月、11月の2回にわたり親会社のイオン株式会社が実施する「グループ総合地震防災訓練」にも参加しました。

ハ．コンプライアンス体制
イオンピープルが共有する日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」の当社グループ全役職員への周知徹底を図るとともに、役職員はコンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念の共有を目的とした行動規範研修を年1回以上受講するルールとなっており、これを実行しています。子会社においても定期、随時にコンプライアンス研修を実施しています。また、年度毎にコンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス委員会（6回開催）で進捗状況をモニタリングしたほか、その内容については内部統制推進委員会へ報告しています。法令等に違反する行為の未然防止及び早期発見を目的に、自社が設置する「総合金融事業窓口」及び「外部弁護士による相談窓口」、親会社であるイオン株式会社が設置する「イオン行動規範110番相談窓口」といった多岐にわたる相談窓口を周知することにより相談しやすい体制を構築するとともに、通報・相談内容に対しては、関連部署が調査確認し、是正・再発防止策を講じています。

ニ. 当社グループにおける業務の適正の確保

国内及び海外（12ヶ国）に展開する当社グループ各社の経営管理を適切に行うため、「子会社・関連会社管理規程」に定める個々の管理業務につき、各管理部門が管理・指導を行っています。特に重要な子会社案件については、取締役会が報告を受け、持株会社としての意思決定をしています。また、国内及び海外の社長が参加する会議を原則月1回開催し、施策と数値の進捗管理並びにガバナンスに関する指導を実施しています。

ホ. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役会事務局をはじめとする監査役の業務の補助を行っております。また、常勤監査役は取締役会に出席するとともに、経営会議や内部統制推進委員会に参加することで、監査の実効性を高めております。原則毎月開催する監査役会において監査担当取締役より内部監査の実施状況等について報告を受け、意見・情報交換を行っています。また、当社グループ各社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的に開催しています。

なお、「業務の適正を確保するための体制」について、当社は、2016年5月13日開催の取締役会で一部見直し決議を行い、内部統制推進委員会を中心とした統制システムの強化を図るため、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を内部統制推進委員会に統合しています。

9．特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社イオン銀行	東京都江東区枝川1-9-6 住友不動産豊洲ビル	237,593百万円

（注1）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（注2）当事業年度末日における当社の総資産額は331,946百万円であります。

10．親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社との間でブランドロイヤルティに関する取引を実施しておりますが、この取引については，取締役会において親会社等と利害関係のある取締役を除いて審議し議決するように留意しております。

また，上記の取締役会においては，当該取引の必要性及び取引条件の合理性を十分審議して、当社の利益を害さないものであることを確認した上で，議決しております。

11．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

１２．その他

⑴ 当期の剰余金の配当について

当期末の剰余金の配当は、2016年5月13日開催の取締役会において、1株当たり普通配当38円とさせていただきました。これにより、中間配当金28円と合わせた当期の年間配当金は、1株当たり66円となります。なお、配当金の支払い開始日（効力発生日）は、2016年６月８日（水曜日）とさせていただきます。

⑵ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策と位置付け、株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性を向上するための内部留保金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としており、定款第37条に、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。

連結貸借対照表

（2016年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
［資産の部］		［負債の部］	
現金預け金	444,868	預金	2,152,928
買入金銭債権	5,051	買掛金	173,568
有価証券	211,131	コマーシャル・ペーパー	68,000
貸出金	1,673,997	借用金	535,989
割賦売掛金	1,022,387	社債	122,074
リース債権及びリース投資資産	5,405	転換社債型新株予約権付社債	50
その他資産	124,594	その他負債	152,845
有形固定資産	36,530	賞与引当金	2,828
建物	5,449	退職給付に係る負債	3,530
工具、器具及び備品	25,955	ポイント引当金	12,456
土地	4	利息返還損失引当金	4,206
建設仮勘定	58	その他の引当金	396
その他の有形固定資産	5,063	繰延税金負債	2,344
無形固定資産	77,163	支払承諾	173,441
ソフトウエア	44,859	負債の部合計	3,404,660
のれん	25,597	［純資産の部］	
その他の無形固定資産	6,706	資本金	30,441
繰延税金資産	20,433	資本剰余金	106,230
支払承諾見返	173,441	利益剰余金	177,766
貸倒引当金	△49,458	自己株式	△25,141
		株主資本合計	289,296
		その他有価証券評価差額金	5,889
		繰延ヘッジ損益	△3,514
		為替換算調整勘定	122
		退職給付に係る調整累計額	△607
		その他の包括利益累計額合計	1,890
		新株予約権	110
		非支配株主持分	49,589
		純資産の部合計	340,886
資産の部合計	3,745,546	負債及び純資産の部合計	3,745,546

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

（2015年４月１日から
2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		359,651
資金運用収益	138,810	
貸出金利息	136,342	
有価証券利息配当金	1,863	
コールローン利息	0	
預け金利息	447	
その他の受入利息	155	
役務取引等収益	185,072	
その他業務収益	19,759	
その他経常収益	16,010	
償却債権取立益	6,432	
その他の経常収益	9,577	
経常費用		300,270
資金調達費用	21,305	
預金利息	3,759	
コールマネー利息	3	
借用金利息	15,127	
社債利息	1,950	
その他の支払利息	465	
役務取引等費用	24,667	
その他業務費用	1,437	
営業経費	203,553	
その他経常費用	49,306	
貸倒引当金繰入額	42,688	
その他の経常費用	6,618	
経常利益		59,380
特別利益		1,280
固定資産処分益	1,280	
特別損失		1,411
固定資産処分損	1,304	
その他の特別損失	106	
税金等調整前当期純利益		59,250
法人税、住民税及び事業税		15,192
法人税等調整額		△405
法人税等合計		14,787
当期純利益		44,463
非支配株主に帰属する当期純利益		8,678
親会社株主に帰属する当期純利益		35,785

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

（2015年４月１日から
2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,421	106,230	154,518	△25,144	266,026
当期変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換	20	20			40
剰余金の配当			△12,517		△12,517
親会社株主に帰属する当期純利益			35,785		35,785
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△1	3	1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△20			△20
持分法の適用範囲の変動			△18		△18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	20	△0	23,247	2	23,270
当期末残高	30,441	106,230	177,766	△25,141	289,296

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,243	△3,468	7,446	△539	7,682	73	51,166	324,948
当期変動額								
転換社債型新株予約権付社債の転換								40
剰余金の配当								△12,517
親会社株主に帰属する当期純利益								35,785
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							20	－
持分法の適用範囲の変動								△18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,646	△46	△7,323	△68	△5,792	37	△1,597	△7,352
当期変動額合計	1,646	△46	△7,323	△68	△5,792	37	△1,576	15,938
当期末残高	5,889	△3,514	122	△607	1,890	110	49,589	340,886

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

計算書類

貸借対照表

（2016年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
［資産の部］		［負債の部］	
流動資産	9,406	流動負債	48,573
現金及び預金	2,676	短期借入金	1,200
立替金	23	コマーシャル・ペーパー	43,000
前払費用	274	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	50
繰延税金資産	151	未払金	2,036
未収入金	4,056	未払費用	382
未収収益	3	未払法人税等	22
未収還付法人税等	2,129	前受収益	302
その他	91	預り金	1,082
固定資産	322,153	役員業績報酬引当金	66
（有形固定資産）	719	その他	430
建物	313	固定負債	90,398
工具、器具及び備品	406	社債	90,000
（無形固定資産）	926	その他	398
ソフトウエア	926	負債合計	138,972
（投資その他の資産）	320,507	［純資産の部］	
投資有価証券	7,275	株主資本	190,147
関係会社株式	301,541	資本金	30,441
長期前払費用	5	資本剰余金	106,250
繰延税金資産	11,262	資本準備金	106,250
差入保証金	1,039	利益剰余金	78,597
その他	6	利益準備金	3,687
投資損失引当金	△623	その他利益剰余金	74,910
繰延資産	386	別途積立金	63,995
株式交付費	12	繰越利益剰余金	10,915
社債発行費	374	自己株式	△25,141
		評価・換算差額等	2,715
		その他有価証券評価差額金	2,715
		新株予約権	110
		純資産合計	192,973
資産合計	331,946	負債純資産合計	331,946

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

（2015年４月１日から
2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		22,740
関係会社受取配当金	11,154	
関係会社受入手数料	11,585	
営業費用		10,708
販売費及び一般管理費	10,708	
営業利益		12,031
営業外収益		171
受取利息及び配当金	117	
その他	53	
営業外費用		999
支払利息	630	
コミットメントフィー	43	
投資有価証券評価損	178	
その他	146	
経常利益		11,203
特別損失		636
投資損失引当金繰入額	623	
固定資産処分損	13	
税引前当期純利益		10,566
法人税、住民税及び事業税	178	
法人税等調整額	803	981
当期純利益		9,585

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（2015年４月１日から
2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
					別途積立金	繰越利益剰余金						
2015年４月１日残高	30,421	106,230	106,230	3,687	63,995	13,849	81,531	△25,144	193,039	2,554	73	195,667
事業年度中の変動額												
転換社債型新株予約権付社債の転換	20	20	20						40			40
剰余金の配当						△12,517	△12,517		△12,517			△12,517
当期純利益						9,585	9,585		9,585			9,585
自己株式の取得								△0	△0			△0
自己株式の処分						△1	△1	3	1			1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										161	37	198
事業年度中の変動額合計	20	20	20	－	－	△2,934	△2,934	2	△2,891	161	37	△2,693
2016年３月31日残高	30,441	106,250	106,250	3,687	63,995	10,915	78,597	△25,141	190,147	2,715	110	192,973

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月18日

イオンフィナンシャルサービス株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　森　　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	墨　岡　俊　治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　竹　貴　也 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の２０１５年４月１日から２０１６年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンフィナンシャルサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月18日

イオンフィナンシャルサービス株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　森　　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	墨　岡　俊　治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　竹　貴　也 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の２０１５年４月１日から２０１６年３月３１日までの第３５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月27日

イオンフィナンシャルサービス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	平松陽徳	㊞
社外監査役	山浦耕志	㊞
社外監査役	加藤　博	㊞
監査役	白石英明	㊞

以　上

ご参考

インターネット等による議決権行使のご案内

■インターネットをご利用の株主の皆さまへ

議決権行使の方法および取り扱いについて

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.it-soukai.com/）をご利用いただくことによってのみ可能です。同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。インターネット接続環境によっては、ご利用いただけない場合がございます。
2. 上記により議決権行使ウェブサイトにアクセスされますと、株主さまご本人にお決めいただく新しいパスワードが必要となります。
3. インターネットによる議決権の行使は、2016年6月27日（月曜日）午後6時まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行使くださいますようお願い申し上げます。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。
   インターネットで複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。
5. 議決権行使サイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

パスワードの取り扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。他人に絶対知られないようご注意ください。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
2. 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。ログイン後、パスワードについては株主さまご本人がお決めになったものに変更していただきます。

携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能であるとともに、暗号通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であることが必要です。

なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面に直接入力、あるいは議決権行使書用紙に表示している下記のQRコードを利用してアクセスしていただきます。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標または商標です。）

① i モード ②Yahoo!ケータイ ③EZweb

※ i モードは株式会社NTTドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社、EZwebはKDDI株式会社の登録商標または商標です。

携帯用QR

インターネット等による議決権の行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合

詳細は、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部

インターネットヘルプダイヤル

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（受付時間　9:00～21:00　土・日・祝日を除く）

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内します。

株主インフォメーション

■株主メモ

決　算　期	3月末日
基　準　日	期末配当、定時株主総会　3月31日 中間配当　9月30日 （そのほか必要がある場合には、あらかじめ公告します）
定時株主総会	6月末日までに開催
公告方法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 （アドレス）http://www.aeonfinancial.co.jp/
上場証券取引所	東京証券取引所
株主名簿管理人	〒103-8670 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
郵便物送付先（電話照会先）	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番４号 みずほ信託銀行株式会社証券代行部 TEL:0120-288-324（フリーダイヤル）

取次事務は、みずほ信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っています。

1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社にお申出ください。

2 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社にお申出ください。

イオンフィナンシャルサービスに関する情報はホームページでご覧になれます。

「イオンフィナンシャルサービス 暮らしのマネーサイト」は、イオンクレジットサービス㈱、㈱イオン銀行、イオン保険サービス㈱が提供する金融サービスをワンストップでご利用いただける金融ポータルサイトです。IR情報につきましては、「コーポレートサイト」にてご確認いただけます。ぜひ、ご利用ください。





暮らしのマネーサイト　http://www.aeon.co.jp/
コーポレートサイト　http://www.aeonfinancial.co.jp/

■配当のご案内

[配当金について]

当社は、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させることを目的に、剰余金の配当を年2回（中間・期末）実施することとし、取締役会決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定めています。

当期の剰余金の期末配当は、2016年5月13日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当38円とさせていただきました。これにより、中間配当28円と合わせた当期の年間配当金は1株当たり66円となります。
なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は、2016年6月8日（水曜日）とさせていただきました。

※配当金計算書について
配当金支払の際に送付しています「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねています。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができますので、確定申告をなされる株主さまは、大切に保管してください。なお、株式数比例配分方式をご選択いただいている方は、税額などの計算は証券会社等で行われますので、確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引きされている証券会社等にご確認ください。

年間配当金の推移（1株当たり）

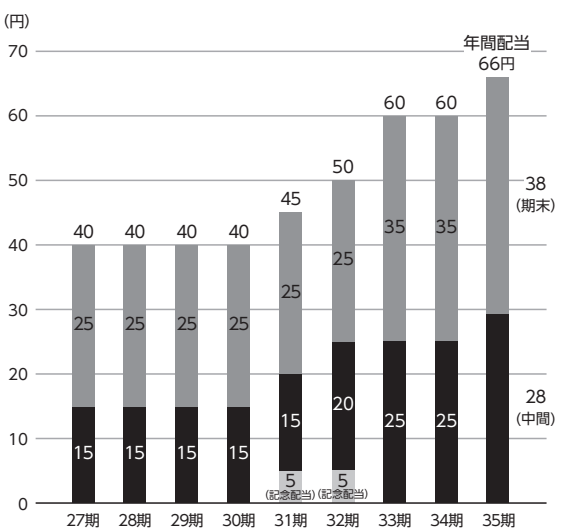

●配当金に係る軽減税率の廃止に関して

一昨年から上場株式等の配当等に係る10％軽減税率（所得税7％、住民税3％）が廃止され、本来の税率である20％（所得税15％、住民税5％）となりました。また、2037年12月31日までの間は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行されており、その所得税額に対して2.1％が復興特別所得税として追加課税されています。

■上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について

配当等の支払開始日	2037年12月31日まで		2038年1月1日～	
上場株式等の配当等の税率	**20.315%**	【内訳】 所得税（15％）＋※復興特別所得税（0.315％） 住民税（5％）	**20%**	【内訳】 所得税（15％） 住民税（5％）

※15％×復興特別所得税率2.1％＝0.315％
※配当等をお受取りになる方が、法人の場合には住民税は課税されません。
その他詳細に関しましては所轄の税務署等へご確認ください。

メ　モ

株主総会会場のご案内

【場　所】 東京都千代田区神田美土代町7番地　住友不動産神田ビル　ベルサール神田　2階ホール
（受付は2階でございます。）

【ＴＥＬ】 03-5281-2080（代表）

【交　通】 ①JR線「神田駅」　北口出口　徒歩6分
②銀座線「神田駅」　4出口　徒歩6分
③JR線「御茶ノ水駅」　聖橋口出口　徒歩7分
④千代田線「新御茶ノ水駅」　B6出口　徒歩2分
⑤新宿線「小川町駅」　B6出口　徒歩2分
⑥丸ノ内線「淡路町駅」　B6出口　徒歩2分
⑦半蔵門線、丸ノ内線、東西線、三田線、千代田線「大手町駅」　C1出口　徒歩8分
⑧東西線「竹橋駅」　3b出口　徒歩8分
（注）駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださるようお願い申し上げます。



木を植えています
私たちはイオンです

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

この印刷物は、FSC認証紙を使用し、植物油インキを使って印刷しています。

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。